農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けなければ、原則所有権移転はできませんのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については、農地法以外の法律に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合せください。

〇農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるための主な許可基準は次のとおりです。

・全部効率利用要件

今回の申請地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。

・常時従事要件

申請者又は世帯員等が農作業に概ね 150 日以上従事すること。

・調和要件

申請地の周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。

〇農地法第３条許可事務の流れ

・南伊豆町農業委員会は、申請書受付期間は毎月月末を締切としており、受付をした翌月の 15 日（15 日が休日の場合は翌平日）に農業委員会総会を開催し、審議しております。

・申請書等の提出や許可書の受け取りについては原則窓口にて行っております。

お問合せについては、下記連絡先までご連絡ください。

南伊豆町農業委員会事務局
（南伊豆町　地域整備課　農林水産振興係内）
T　E　L：0558-62-6277
F　A　X：0558-63-0018
アドレス：tseibi@town.minamiizu.shizuoka.jp